(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十二年五月二十五日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十二年五月二十八日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第二百八十五回）	一・七％	平成二十九年三月二十日	八百十九億円
利付国庫債券（十年）（第二百八十六回）	一・八％	平成二十九年六月二十日	千二百三十四億円
利付国庫債券（十年）（第二百八十七回）	一・九％	平成二十九年六月二十日	八十五億円
利付国庫債券（二十年）（第五十五回）	二・〇％	平成三十四年三月二十一日	三十九億円
利付国庫債券（二十年）（第六十回）	一・四％	平成三十四年十二月二十日	五十六億円
利付国庫債券（二十年）（第六十七回）	一・九％	平成三十六年三月二十日	二百十四億円
利付国庫債券（二十年）（第六十九回）	二・一％	平成三十六年三月二十日	六十五億円
利付国庫債券（二十年）（第八十回）	二・一％	平成三十七年六月二十日	百八十億円
利付国庫債券（二十年）（第八十一回）	二・〇％	平成三十七年九月二十日	三百三億円

○財務省告示第百九十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十二年五月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年六月八日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百九十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で二百三十四億四千八百七十万円

六　払込金額　二百三十四億八千六百二十一万七千九百二十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十二年五月十二日

十　発行価格　額面金額百円につき百円十六銭

十一　利率　年〇・二パーセント

十二　経過利子の払込み　(一)　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額×$\frac{0.2}{100}$×$\frac{27}{365}$

十三　初期利子　平成二十二年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.2}{100}$×$\frac{1}{2}$

十四　第二期以後の利子　毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成二十四年四月十五日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十二年五月十二日

○財務省告示第百九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十二年五月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年六月八日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第八十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十二年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.2}{100}$×$\frac{1}{2}$

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十四年四月十五日

額面金額百円につき百円

日本銀行

平成二十二年五月十二日